

米沢市・市民福祉大会表彰要綱

(目的)

第1条 米沢市・市民福祉大会（以下「福祉大会」という。）における表彰は、多年にわたり社会福祉事業に献身的な努力を続け、その業績が顕著であり、他の模範とする社会福祉事業従事者並びに社会福祉に関する総合的諸活動が他の模範である協力者、援助者、奉仕者、在宅介護者及び団体を表彰し、その功績を讃え、社会福祉の向上を図ることを目的とする。

(表彰の時期)

第2条 この表彰は、米沢市・市民福祉大会会長（米沢市社会福祉協議会会長。以下「大会会長」という。）が、福祉大会の席上において行うものとする。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかの要件を満たした者とする。ただし、既に社会福祉関係で厚生労働大臣、全国社会福祉協議会会長、山形県知事、山形県・県民福祉大会会長、山形県社会福祉協議会会長又は米沢市長から表彰を受けた者は、除くものとする。

- (1) 社会福祉施設等従事者 社会福祉施設及び社会福祉団体等の役職員の現職にあつて、米沢市内に設置された施設及び事業所での在職期間が役員（理事、監事及び評議員をいう。）として8年以上（評議員にあつては12年以上とする。）、役職員として15年以上の者。
- (2) 社会福祉事業協力者・奉仕者 社会福祉施設等において社会福祉活動の各般にわたり積極的に協力援助又は奉仕活動をした個人、団体及び学校。
- (3) 地域福祉・在宅福祉功労者 地域福祉・在宅福祉において功績が顕著な個人及び団体。
- (4) 心身障がい者等で自立に努め他の模範である者。

(表彰候補者の推薦)

第4条 前条の対象者を表彰候補者として推薦するときは、次の各号による。

- (1) 表彰候補者の推薦は、所定の様式による推薦書を指定された期日までに大会会長に提出するものとする。
- (2) 推薦書の様式は、次のとおりとする。
 - ア 社会福祉施設等従事者 様式1
 - イ 社会福祉事業協力者・奉仕者（個人） 様式2
 - ウ 社会福祉事業協力者・奉仕者（団体） 様式3
 - エ 地域福祉・在宅福祉功労者（個人） 様式4
 - オ 地域福祉・在宅福祉功労者（団体） 様式5
 - カ 心身障がい者等で自立に努め他の模範である者 様式6

(表彰審査委員会)

第5条 表彰審査委員会は、大会会長の委嘱を受けた委員で構成し、大会会長の招集により表彰候補者の審査を行い、その結果を大会会長に報告するものとする。

(表彰候補者の審査及び決定)

第6条 表彰審査委員会は、次の各号により被表彰者を審査選考する。

- (1) 被表彰者は、総数でおおむね20名とする。
- (2) 上部機関・団体等の表彰要綱（基準）との関連を考慮し、各分野の被表彰者の年齢等を次のとおりとする。

- ア 社会福祉施設等従事者 満40歳以上
 - イ 社会福祉事業協力者・奉仕者 活動継続5年以上
 - ウ 地域福祉・在宅福祉功労者 活動継続5年以上
 - エ 心身障がい者等で自立に努める者 年齢等制限なし
- 2 大会会長は、審査結果の報告を受け被表彰者を決定する。
(表彰の方法)

第7条 表彰は表彰状又は感謝状により表彰する。

- 2 表彰には、記念品を付することができる。

(表彰の記録)

第8条 福祉大会で表彰した個人及び団体の記録は、永久に保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成3年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月26日から一部改正施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月20日から一部改正施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月26日から一部改正施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月29日から一部改正施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月3日から一部改正施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。